

工事後半の資金繰りをサポート! 中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間
前払金

20%

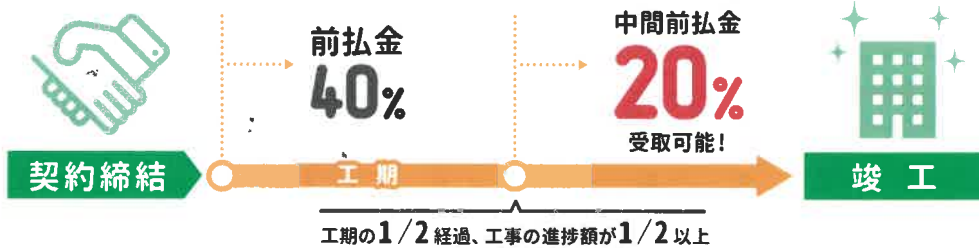
簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

愛媛県の工事は手続きがさらに簡素化されました!

中間
前払金
とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、
さらに**請負金額の20%**を受け取れます。

工期が長くても
安心ね!



よくある質問 Q & A

Q どのような場合に請求できるの?

A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。

Q 手続きは面倒じゃないの?

A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
 ● 保証申込書 ● 前払金使途内訳明細書
 ● 発注者が発行する認定調書(写)

Q 出来高検査はあるの?

A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。

Q 保証料はどれくらいかかるの?

A 保証料率は一律**0.065%**と非常にローコストです。

一例 請負金額5,000万円の工事の場合

中間前払金1,000万円×0.065%▶保証料**6,500円**

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 愛媛支店

〒790-0002
愛媛県松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館3階)

TEL 089-941-4660 [営業時間(平日)]
9:00 ▶ 17:00

FAX

0120-504-171

西日本建設業保証
https://www.wjcs.net/

検索



愛媛県の「工事履行報告書」様式が簡素化されました！

西日本建設業保証株式会社 愛媛支店

TEL：089-941-4660

令和6年4月から、愛媛県において、中間前払金の認定に係る書類である「工事履行報告書（中間前金払用）」様式が簡素化されました。

今回の簡素化により、中間前払金請求に必要な認定事務の負担がさらに軽減されました。低コストで資金調達が可能な中間前払金を是非ご利用ください。

様式第47号（第35条第4項関係）工事履行報告書（中間前金払用）

工種	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額	備考
	%	%	%	円	
小計	100.0%				
消費税及び地方消費税					
合計金額					

工種ごとの実施工程
や出来高金額を記載

改正後

月別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備考

工事全体の実施工程のみとすることで
書類を簡素化！

※愛媛県HP「令和6年度入札・契約制度改善内容」から抜粋・加工